

Part

2

庶民の財布を丸裸にする 税務署の野望

税務当局が見ているのは無論、富裕層だけではない。国民の大多数を占める一般庶民も監視の対象だ。あなたへの課税包囲網は確実に狭まっている。

PIXTA

専業主婦世帯を狙い撃ち？

配偶者控除廃止のインパクト

半世紀以上にわたって専業主婦世帯に減税の恩恵をもたらした配偶者控除の廃止が検討されている。もはや増税のインパクトから多くの家庭が逃れられない。

配

偶者控除をやめるということは必ず損得が生じる。「幅広い層が納得する」ような見直しはあり得ない」

元財務省官僚で中央大学法科大学院の森信茂樹教授は、「配偶者控除制度は明らかに耐用年数を過ぎており、すぐに廃止するべき」と前置きした上で、改革への「覚悟」を国民に問う。

政府・自民党は専業主婦世帯を優遇する所得税の配偶者控除見直しに本腰を入れ始めた。同時に、夫婦であれば税負担を軽くする

立（増減税同額）を逸脱し、国の持ち出しが増えてしまう。上限はせいぜい500万〜600万円と

いったところ」と指摘する。配偶者控除だけでなく全ての控除制度を見直したとしても、より対象範囲が広がる夫婦控除のための財源をひねり出すのは容易ではない。

つまり配偶者控除廃止のインパクトは年収1000万円超にとどまらず、500万〜700万円の専業主婦世帯にも事実上の増税となつて及ぶ可能性があるのだ。

低所得の共働き世帯というボリューム層に「得」をもたらそうとすれば、当然それ相応の層に「損」となつてしわ寄せされる。

複雑な利害関係が絡む税制改革に当たり、与党が影響を過小に見せようとするのは、反発を少しでも抑えたいからにはほかならない。いずれにせよ、女性の社会進出

を促し所得の再分配機能を強化することが今回の改革の主目的である以上、年収1000万円以上の専業主婦世帯などが格好の増税ターゲットになることは間違いない。ところで現行の配偶者控除が、なぜ高所得世帯を優遇することになるのか。それには所得税や控除の基本的な仕組みを理解しておかなければならない。

左ページの図を見てほしい。あなたがサラリーマンなら、会社から受け取る月給の1年分とボーナスを足したものが給与収入（年収）だ。

そこから年収に応じてあらかじめ決められた給与所得控除を差し引いて給与所得を計算する。さらに各種の所得控除を差し引いたものが課税所得となり、それに税率を掛けて税額が算出される。

配偶者控除は、給与所得から差

「夫婦控除」の創設に前向きな姿勢を示すなど、アメとムチをそろえた格好だ。夫婦控除の対象者に

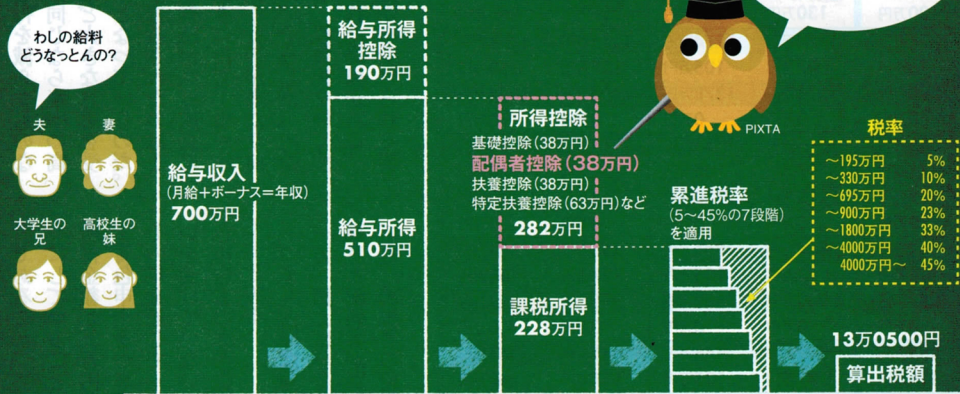
「年収800万〜1000万円程度」の上限を設ける具体的な制度設計案も流布している。

これを聞いて、もしあなたが「うちの年収は700万円だから配偶者控除がなくなっても夫婦控除が適用されるじゃないか」と安心しているとしたら、少し認識を改めた方がいいかもしれない。森信教授は「仮に800万円が上限だとしたら、明らかに税収中

配偶者控除が 5分で分かる3ポイント解説

ポイント①

配偶者控除は妻の年収が103万円以下の場合に受けられる所得控除の一種



※年収700万円の夫、専業主婦の妻、大学生、高校生の子の4人家族の所得税額計算フロー

年収700万円の給与所得控除額は「10%+120万円」で190万円。これを差し引き給与所得は510万円

上記所得控除や社会保険料控除(105万円)を受け、その合計額282万円を510万円から差し引き、課税所得は228万円

228万円のうち、195万円までの税額は5%分の①9万7500円。残る33万円の税額は10%分の②3万3000円。①+②=13万0500円

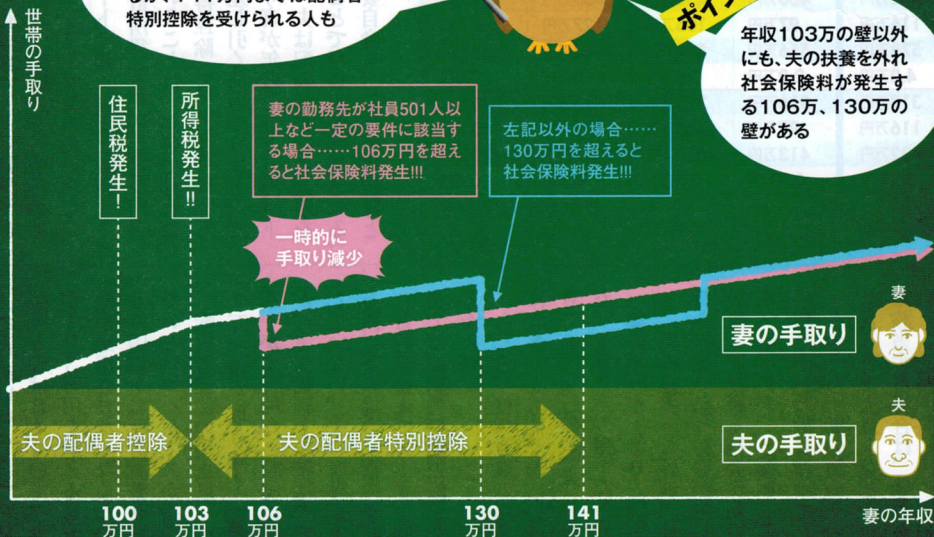
ポイント②

妻の年収が103万円を超えると夫の配偶者控除はゼロになるが、141万円までは配偶者特別控除を受けられる人も

ちなみに……

ポイント③

年収103万の壁以外にも、夫の扶養を外れ社会保険料が発生する106万、130万の壁がある



130万の壁

社員500人以下の会社に勤務

106万円		120万円		「国保」「国民」 加入ライン※2 130万円	「配特」適用上限 140万円	「社保」加入 目安ライン※3 156万円	200万円
1274万円	1274万円	1274万円	1274万円	1274万円	1274万円	1274万円	1274万円
105万円	116万円	97万円	105万円	105万円	127万円	160万円	160万円
1378万円	1390万円	1370万円	1378万円	1378万円	1400万円	1434万円	1434万円
0万円	0万円	0万円	0万円	0万円	0万円	0万円	0万円
1015万円	1015万円	1015万円	1015万円	1015万円	1015万円	1015万円	1015万円
105万円	116万円	97万円	105万円	105万円	127万円	160万円	160万円
1120万円	1132万円	1112万円	1120万円	1120万円	1142万円	1175万円	1175万円
0万円	0万円	0万円	0万円	0万円	0万円	0万円	0万円
864万円	864万円	864万円	864万円	864万円	864万円	864万円	864万円
105万円	116万円	97万円	105万円	105万円	127万円	160万円	160万円
968万円	980万円	960万円	969万円	990万円	1024万円	1024万円	1024万円
0万円	0万円	0万円	0万円	0万円	0万円	0万円	0万円
857万円	853万円	849万円	846万円	845万円	845万円	845万円	845万円
105万円	116万円	97万円	105万円	127万円	160万円	160万円	160万円
962万円	969万円	946万円	951万円	972万円	1006万円	1006万円	1006万円
11.8万円	7.0万円	3.7万円	1.0万円	0万円	0万円	0万円	0万円
726万円	722万円	719万円	716万円	715万円	715万円	715万円	715万円
105万円	116万円	97万円	105万円	127万円	160万円	160万円	160万円
831万円	838万円	815万円	821万円	842万円	876万円	876万円	876万円
10.7万円	6.4万円	3.3万円	0.9万円	0万円	0万円	0万円	0万円
600万円	595万円	592万円	590万円	589万円	589万円	589万円	589万円
105万円	116万円	97万円	105万円	127万円	160万円	160万円	160万円
704万円	712万円	689万円	695万円	715万円	749万円	749万円	749万円
10.7万円	6.4万円	3.3万円	0.9万円	0万円	0万円	0万円	0万円
464万円	462万円	460万円	458万円	457万円	457万円	457万円	457万円
105万円	116万円	97万円	105万円	127万円	160万円	160万円	160万円
569万円	578万円	556万円	563万円	584万円	618万円	618万円	618万円
7.0万円	4.2万円	2.2万円	0.6万円	0万円	0万円	0万円	0万円
320万円	318万円	316万円	315万円	315万円	315万円	315万円	315万円
105万円	116万円	97万円	105万円	127万円	160万円	160万円	160万円
424万円	432万円	413万円	420万円	441万円	475万円	475万円	475万円
5.1万円	3.2万円	1.7万円	0.5万円	0万円	0万円	0万円	0万円

監修：落合孝裕税理士

し引く所得控除の一種だ。所得控除は、稼いだお金から一定額を差し引いて課税所得を減らすものなので、控除額が同じなら税率の高い高所得世帯ほど大きな恩恵を受けられる仕組みとなっているのだ。配偶者控除が創設されたのは1961年。日本経済が高度成長に向かい、夫が働きに出て、妻が家庭内で家事を担う世帯が当たり前の世の中だった。そうした「内助の功」を評価し、税負担を軽くする目的で創設された経緯がある。

この配偶者控除を受けられる要

件は四つだ。国税庁のホームページには、①民法の規定による配偶者であること、②納税者と生計を一にしていること、③年間の合計所得金額が38万円以下であること、④青色申告者の専業従事者としてその年を通じて一度も給与の支払いを受けていないこと、または白色申告者の専業従事者でないこととある。

れば控除が認められる。そして最も重要な要件が「年間の合計所得金額が38万円以下であること」だ。夫婦のうち所得の多い方をサラリーマンの夫、少ない方をパートで働く妻だと仮定する。妻の合計所得金額が「38万円以下」ということは、年収で見れば給与所得控除（最低保障額65万円）を差し引く前の103万円だ。つまり妻が年収103万円以下の場合、夫は配偶者控除の適用を受けることで税負担が軽減される。さらに妻自身も、給与所得控除と

基礎控除の適用を受け課税されないのだ。

これがいわゆる「103万の壁」と呼ばれるもので、妻の年収が103万円を超えると配偶者控除が適用されなくなるため、103万円以下に就労調整せざるを得ないといったケースが指摘される。配偶者控除の廃止は、その103万の壁を取り除く「働き方改革」が主目的だと政府は説明するが、実は税制上の壁はすでに存在していない。夫の所得が1000万円以下の場合、妻の年収が103万円を超えても141万円未満までは配偶者特別控除を受けられるからだ。

むしろ、就労意欲のある妻の前に大きく立ちはだかるのは「130万の壁」、そして今月導入された「106万の壁」だろう。

妻の年収が130万円を超えると、夫の扶養から外れ、社会保険料を自分で払う必要が生じる。住民税＋所得税＋社会保険料の「トリプルパンチ」となり、実は妻の手取りが一時的に減ってしまう。

このうち、妻の勤め先の企業が社員501人以上など一定の要件に該当する場合は、今月から106万円に壁が引き下げられることになった。配偶者控除を廃止した場合も、この二つの壁は依然とし

「壁」による手取り額の増減

前提条件

●手取り額は、年収＝社会保険料－税金(所得税および住民税)を表す。●扶養控除の対象となる親族(16歳以上)はなし。●夫、妻の年齢はいずれも40歳以上65歳未満。●夫の年収を15等分して、15分の1を給料(月額)、15分の3を賞与(年2回に分けて支給)、妻は賞与なしとして計算。●社会保険料は通勤手当を考慮せずに計算。●所得税は復興特別所得税を含む。●手取り額は千円位の位を四捨五入しているため、合計が合わないことがある。●「配偶者」＝配偶者控除、「配特」＝配偶者特別控除、「社保」＝社会保険、「国保」＝国民健康保険、「国年」＝国民年金を表す。

103万の壁 106万の壁

配偶者控除の「恩恵」試算表

社員501人以上の会社に勤務

夫の年収	妻の年収	社員501人以上の会社に勤務							
		0万円	98万円	103万円	105万円	106万円	120万円	130万円	140万円
2000万円	夫の手取り額	1290万円	1290万円	1290万円	1274万円	1274万円	1274万円	1274万円	1274万円
	妻の手取り額	0万円	98万円	102万円	104万円	88万円	101万円	108万円	115万円
	合計	1290万円	1388万円	1392万円	1378万円	1362万円	1375万円	1382万円	1389万円
	「配偶者」[配特]で恩恵を受ける手取り額	16.1万円	16.1万円	16.1万円	0万円	0万円	0万円	0万円	0万円
1500万円	夫の手取り額	1031万円	1031万円	1031万円	1015万円	1015万円	1015万円	1015万円	1015万円
	妻の手取り額	0万円	98万円	102万円	104万円	88万円	101万円	108万円	115万円
	合計	1031万円	1129万円	1134万円	1119万円	1104万円	1117万円	1123万円	1131万円
	「配偶者」[配特]で恩恵を受ける手取り額	16.1万円	16.1万円	16.1万円	0万円	0万円	0万円	0万円	0万円
1231万円	夫の手取り額	876万円	876万円	876万円	864万円	864万円	864万円	864万円	864万円
	妻の手取り額	0万円	98万円	102万円	104万円	88万円	101万円	108万円	115万円
	合計	876万円	974万円	978万円	968万円	952万円	965万円	972万円	979万円
	「配偶者」[配特]で恩恵を受ける手取り額	12.2万円	12.2万円	12.2万円	0万円	0万円	0万円	0万円	0万円
1200万円	夫の手取り額	858万円	858万円	858万円	857万円	857万円	853万円	849万円	846万円
	妻の手取り額	0万円	98万円	102万円	104万円	88万円	101万円	108万円	115万円
	合計	858万円	956万円	960万円	961万円	946万円	954万円	957万円	962万円
	「配偶者」[配特]で恩恵を受ける手取り額	12.2万円	12.2万円	12.2万円	11.8万円	11.8万円	7.0万円	3.7万円	1.0万円
1000万円	夫の手取り額	726万円	726万円	726万円	726万円	726万円	722万円	719万円	716万円
	妻の手取り額	0万円	98万円	102万円	104万円	88万円	101万円	108万円	115万円
	合計	726万円	824万円	829万円	830万円	814万円	823万円	827万円	832万円
	「配偶者」[配特]で恩恵を受ける手取り額	11.1万円	11.1万円	11.1万円	10.7万円	10.7万円	6.4万円	3.3万円	0.9万円
800万円	夫の手取り額	600万円	600万円	600万円	600万円	600万円	595万円	592万円	590万円
	妻の手取り額	0万円	98万円	102万円	104万円	88万円	101万円	108万円	115万円
	合計	600万円	698万円	702万円	704万円	688万円	697万円	700万円	705万円
	「配偶者」[配特]で恩恵を受ける手取り額	11.1万円	11.1万円	11.1万円	10.7万円	10.7万円	6.4万円	3.3万円	0.9万円
600万円	夫の手取り額	464万円	464万円	464万円	464万円	464万円	462万円	460万円	458万円
	妻の手取り額	0万円	98万円	102万円	104万円	88万円	101万円	108万円	115万円
	合計	464万円	562万円	567万円	568万円	553万円	563万円	568万円	573万円
	「配偶者」[配特]で恩恵を受ける手取り額	7.2万円	7.2万円	7.2万円	7.0万円	7.0万円	4.2万円	2.2万円	0.6万円
400万円	夫の手取り額	320万円	320万円	320万円	320万円	320万円	318万円	316万円	315万円
	妻の手取り額	0万円	98万円	102万円	104万円	88万円	101万円	108万円	115万円
	合計	320万円	418万円	422万円	424万円	408万円	419万円	425万円	431万円
	「配偶者」[配特]で恩恵を受ける手取り額	5.2万円	5.2万円	5.2万円	5.1万円	5.1万円	3.2万円	1.7万円	0.5万円

※1 2016年10月より、社員501人以上の会社に働く場合で、以下の全てに該当する場合は社会保険加入の対象となる。①週の所定労働時間が20時間以上 ②雇用期間が1年以上の見込み ③給料月額8万8000円以上 ④学生でない
 ※2 年収が130万円以上の場合は、夫の社会保険の被扶養者から外れる。国民健康保険は東京都世田谷区の場合、国民年金保険料は2016年4月～17年3月(月額1万6260円)の1年分で計算
 ※3 3週(または1日)の所定労働時間および月の所定労働日数が、通常の社員のおおむね4分の3以上で社会保険加入の対象となる。時給1000円×30時間(40時間×3/4)×52=156万円分計算
 ※4 配偶者特別控除は、夫の合計所得が1000万円以下なら適用可能。給与所得だけなら、2016年では年収1230万円以下(17年以降は1220万円以下)に相当する

に残る。

こうした制度を踏まえ、実際に配偶者控除で各世帯はどれほどの恩恵を受けているか見てみよう。落合会計事務所の落合孝裕税理士に試算してもらったのが上表だ。

これを見れば、夫が高収入で、妻が専業主婦か年収を103万円以下に抑えている世帯ほど配偶者控除によって実際に受け取る手取り額が多いことが分かる。

妻の年収が103万円から105万円に増えた場合、夫の年収が1231万円以上(所得1001万円以上)の世帯は、夫の手取り額が減る。これが103万の壁だ。一方、夫の年収が1230万円以下の世帯は、妻の年収が140万円以下なら配偶者特別控除を受けられるため手取り額の減少は緩やかだ。140万円を超えると、配偶者特別控除の恩恵を受ける世帯はゼロとなる。

妻の勤め先の企業が社員501人以上の場合は妻の年収が106万円を超えたときに、500人以下の場合は130万円を超えたときに、それぞれ妻の手取り額は減少してしまふ。後者の方が壁に達するまでにより多く稼げることから、落合税理士は「今後は中小企業に働き手が流れていくのではないかとみる。」